

その他の林業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	15～16	民有林皆伐現場で、チェーンソーによる雑木の玉切作業中に、枝払いをしたところチェーンソーのバーがキックバックし、自分の左足親指に当たり負傷した。	38～49	30
1	13～14	被災者を含め、7名で背負式枝打機を使用して18年生ヒノキの枝打（2～4m）作業を行っていた。被災者はハシゴに登り、枝打機を使用して上部の枝から枝打ちを行っていたが、他の枝に引っかかり落ちずに残っていた枝が、その下で作業していた被災者の右手に持っていたカッターの手元に落ちてきたはずみで、カッターの回転刃が左手に接触し負傷した。	61～29	10
2	10～11	傾斜角30°の山林で集積作業を行っていて、伐採木の枝払をしている時に雪解けで地面が緩んでいて足元が滑り転び回転していたチェーンソーの刃先で左顔ほほ、左腕を切傷した。	60～29	10
2	10～11	広葉樹の伐採作業をしていて、傾斜のきつい所で伐採にかかる直前、足元が滑り、とっさの出来事で力が入り、アクセルを握ってしまった。伐採しようとした木に刃が当たり、キックバックして右目の上にチェーンソーの刃が当たって切創した。	30	—
4	9～10	支障木を伐倒後、チェーンソーにて小切作業中、足場になっていた丸太が横滑りしたためバランスを崩して転倒し、左膝下部にチェーンソーが当たった。	64～9	1
5	14～15	作業現場において、伐採した木の枝を切っていて枝が跳ねてチェーンソーの刃が当たり、左足首を切傷した。	36～9	1

5	11~ 12	伐採の現場内で伐倒後の木をトラックに積み込むために枝払い中、体勢が悪くチェーンソーが跳ねて左膝に当たり左膝を怪我した。	31	1 ~ 9
6	11~ 12	スギ（林齢40年、平均樹高14m、平均胸高直径16cm）間伐作業（4人で作業）中に、支障となる枯れた栗の木（樹高10m、胸高直径20cm）の伐倒中に、受口を作っている時にチェーンソーがキックバックし、作業者当人の顔左頬に当たり負傷した。	28	1 ~ 9
6	11~ 12	現場において架線集材中に、出材してきた90年生の丸太の板打ち作業をしていて、チェーンソーの刃が板に引っ掛かってキックバックを起こし、そのはずみで左膝上を損傷した。	67	10 ~ 29
6	10~ 11	被災者は、私有林の下刈事業に従事していた。作業中に突然、数匹のスズメバチが飛来して来たため、下刈機を肩掛けから外して避難しようとし、後方に下刈機を置こうとした際、誤って左臀部にまだ回転していた刃が接触したため、負傷した。	49	10 ~ 29
7	13~14	山林で、伐倒木の根元部分のツルを切断するため、チェーンソーを下から入れたところキックバックし、刃先が左足に当たり、左足親指根元部分を負傷した。	29	10 ~ 29
7	8~9	山林内にて、山林調査中、なたで雑木を切ったところ、勢いあまり、そのまま右膝になたがあたり切創した。	44	10 ~ 29
7	10~11	造林地において間伐作業中、伐倒したヒノキの幹が途中から二股になっていたため、材の安定を図るため幹の頂端より、枝払い、玉切を法面上側から行っていた。幹の直径約10cmのところを玉切りするため、材の下側からチェーンソーを当てて玉切りを実施した。二股になっているため玉切る作業の位置は、目線の高さ（1m50cm位）であった。玉切った際幹にチェーンソーが挟まった状態になり、下に引っばった時に玉切りした幹とチェーンソーが足に落ちかかり、左大腿部前面を切創した。	34	30 ~ 49
7	8~9	道有林内で、下刈作業の写真撮影を行っている時に、刈払い作業状況の写真撮影しようと置幅付近にいたところ、横を通過していた作業中の刈払い機が伐根でキックバックを起こし、被災者の両足に当たり裂傷した。	50	1 ~ 9

7	13～ 14	傾斜角10度程度のゆるやかな山林で、支障木（雑木、胸高直径12cm、樹高8m）を伐採中、7本位の並びであった木のうち4本目を受け口を取って伐採中、受け口を作り終わってチェーンソーのバーを引き戻す際（左膝を立て、右膝を地につけた状態）、キックバックを起こし、左膝にチェーンソーのバーが当たり切創した。	74	30 ～ 49
7	9～ 10	造林作業現場において、除伐の作業中、突然出現したスズメ蜂の大群を避けようとして転倒した際、下刈機の刃が左足首から中部にかけて当たり負傷した。	60	1 ～ 9
9	16～ 17	被災者は、組合事務所車庫で地籍調査に使用する杭を作っていた。太さを揃えるため、ナタで竹を割っていたところ、無意識に立てていた親指に刃が当たり受傷する。	19	1 ～ 9
9	10～ 11	民有林にて切捨間伐をしているとかかり木となり、かかり木処理で小枝（高い位置）を手（腕）を伸ばした状態で伐採をしていると、キックバックが起こりその反動で手からチェーンソーが離れ、その際に右手人差し指に当たり切創した。	54	10 ～ 29
10	7～8	平坦地で作業写真の伐採作業中、直径8cm樹高5m雑木を伐倒中、ウケ、堀り、おい切りした後、掛かり木になり右手で引き寄せようとした後、左手に持っていたチェーンソーの刃が空回りしていたため、右手の平を損傷した。	53	1 ～ 9
11	11～ 12	解体中サッシのガラスを外していて誤って左手を切った。すぐ他の者に皮手袋を与え事故防止に努めた。	27	1 ～ 9
11	11～ 12	事務所で使う薪ストーブ用の薪を準備しようと、木材をチェーンソー（資格取得者）で切断作業中、チェーンソー上部に付いたゴミを取ろうと左手を伸ばした時、稼働中のチェーンソーに左手が当たり負傷した。（薄手のビニール手袋着用）	52	1 ～ 9
12	8～9	小型チェーンソーを用いて、薪作りの玉切作業中、小枝を払おうとしたとき、キックバックし、左手の人差し指・中指・薬指にチェーンソーの刃が当たり受傷した。	25	10 ～ 29
		松の枯木3本の伐採工事を請けた当社は、2人の作業員を現場に派遣し、被災者は3本目の松（胸高径12cm、長さ15m）をチェーンソーで切断した。倒した木材の吸い		10

12	9~10	口から1.5mで玉切りした時地面が傾斜していた為、この丸太は下へ転がり落ち、次の2本目に落とさない様に、この木材を跨いだ状態でチェーンソーを右から左方向へ引き上げる様にして丸太を切断した時、この丸太は細く、力余ったチェーンソーの鋸刃がゴム長着用の左足第一中足骨に接触し、受傷したものである。	58	~
12	8~9	樹齢約40年生のヒノキ林分にて間伐作業中、枝払いを行おうとしたところ、対象木の上に別の伐倒木があったため、径4cmの枝が弾かれないように片手で枝を持ってミニチェーンソーで枝を切り落とした際、上に乗っていた伐倒木が動き、その反動で切り落とした下の位置にあった枝が弾かれチェーンソーに当たり、そのチェーンソーが被災者の右あご部分に当たり切創した。	62	30 ~ 49

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)